

## 宇都宮市総合計画基本計画の改定に係る市民懇談会設置要領

## (設置)

第1条 市は、「第6次宇都宮市総合計画基本計画」(以下「基本計画」という。)の改定に当たり、基本計画の達成状況について、市民の立場から評価を行うとともに、基本計画の改定に向けて幅広い意見を聴くため、「宇都宮市総合計画市民懇談会」(以下「市民懇談会」という。)を設置する。

## (組織)

第2条 市民懇談会は、委員40人以内をもって組織し、全体会及び分科会により構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市長が公募により選考した者
- (3) 関係機関及び関係団体の代表者等
- (4) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、市長が委嘱した日から第3条及び第4条に規定する所掌事務が終了した日までとする。

4 市長は、市民懇談会の委員が次の各号のいずれかに該当するときは、解嘱することができる。

- (1) やむを得ない理由により解嘱を申し出たとき
- (2) その他解嘱することにつき相当な理由があると市長が認める場合

## (全体会)

第3条 全体会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 基本計画における既存施策に対する評価や施策の進捗に関する意見のとりまとめに関すること
- (2) まちづくりへの取組の方向性に関する意見のとりまとめに関すること
- (3) 分科会での検討結果の調整に関すること
- (4) その他分科会の連絡調整に関すること。

2 全体会に会長1人及び副会長2人以内を置き、全体会の委員のうちから互選によってこれを定める。

3 全体会は、会長が招集し、会議を主宰する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。この場合において、会長に事故があった際に、副会長が2人置かれているときは、あらかじめ会長が指定する順位により、その職務を代理する。

5 全体会の会議は、原則として公開とする。

## (分科会)

第4条 分科会の所掌事務は、別表右欄に掲げる各社会の実現に向けた調査及び検討に関することとする。

2 分科会の名称は、別表左欄のとおりとする。

3 分科会に会長1人及び副会長2人以内を置き、分科会の委員のうちから互選によってこれを定める。

4 前条第3項から第5項までの規定は、分科会について準用する。

## (庶務)

第5条 市民懇談会の庶務は、総合政策部政策審議室において処理する。

(補則)

第6条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

別表 (第4条関係)

名称	所掌事務
地域共生社会創出分科会	「NCCの強みを生かし、性別や国籍、障がいの有無などに関わらず、子どもから高齢者まで、誰もが生きがいを持ち、住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らせるとともに、地域に思いやりがあふれ、絆を深めながら、孤独や孤立に寄り添い、支えられる社会」の実現に関する事
地域経済循環社会創出分科会	「女性や高齢者、障がい者、外国人など誰もが自分の力を最大限に発揮することができるとともに、地域の事業者の成長や地域内での消費・需要の拡大を図るほか、次世代産業の集積や起業支援、大谷やプロスポーツ等の地域資源の活用などにより高い付加価値を創出し、モノやヒトの交流をNCCが促進することで、地域内において経済が循環する豊かな社会」の実現に関する事
脱炭素社会創出分科会	「移動しやすく歩いて暮らせるNCCや本市独自の「もったいない」のこころのもと、公共交通の利用などによる、脱炭素型ライフスタイルの推進や再生可能エネルギーの地産地消、森林保全などにより、「カーボンニュートラル」を実現し、100年先も輝き続けられる宇都宮を将来世代に残すことができる社会」の実現に関する事

附 則

この要領は、令和3年11月26日から適用する。

附 則

この要領は、令和4年7月20日から適用する。